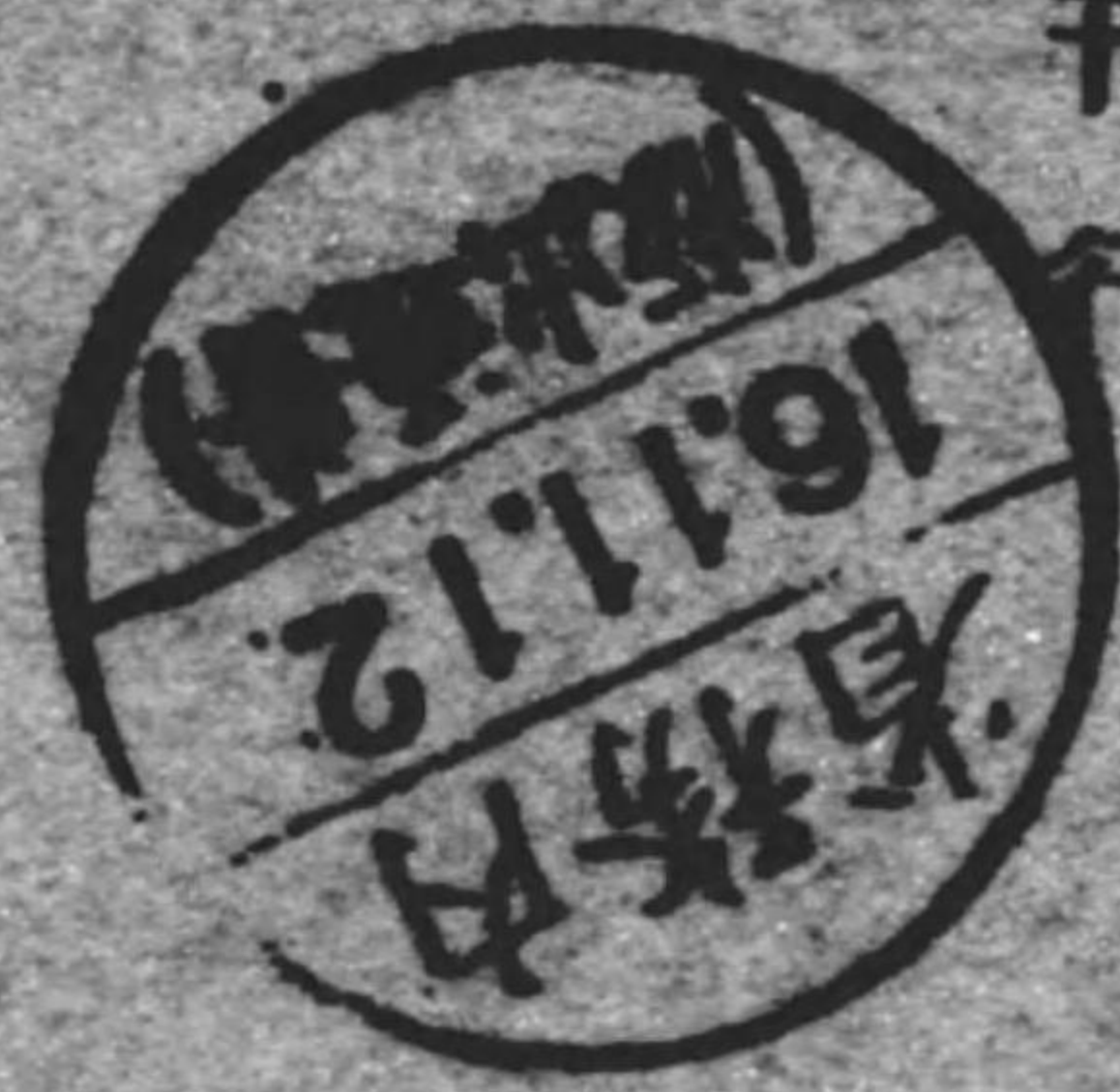


特 252

173

昭和十五年業務概要

昭和十六年十月刊行



* 0036166000 *

0036166-000

特 252-173

業務概要

新潟国民職業指導所

昭和15年

昭和16

AGF

昭和十五年業務概要

目次

一、沿革及管内ノ概況	一
(一) 沿革	一
(二) 管内ノ概況	一
(一) 耕地及人口	二
(二) 農産物	四
(三) 無田田主者數	六
(四) 農業概況	六
(一) 勞務供給狀況	七
(二) 月別取扱數	七
(三) 業種別取扱數	一〇
(四) 求職者及就職者市町村別數	一〇
(四) 縣外就職者數	一三
三、各部業務ノ概況	二六
(一) 卷出張所取扱數	二六
(二) 少年職業紹介	二七
(三) 中等學校卒業者職業紹介	三三
(四) 傷病軍人及傷殘軍人就職轉進	三四



- 一、外國工務所.....三五
- ロ、外地求職者事務(支那籍)補導.....三五
- 内、失業対策.....三七
- イ、一般失業状況.....三八
- ロ、事業關係轉業状況.....三八
- ハ、ラジオ放送.....四〇
- ニ、就職者旅客運賃割引證交付數.....四一
- ホ、勞務者補導實活動狀況.....四一
- ヘ、勞務動員計畫ノ遂行.....四一
- 五、國民登録及勞務規制.....四四
- ハ、國民登録.....四四
- ニ、従業者移動防止.....四六
- ホ、勞務動態調査.....四七
- ヘ、青少年雇入制限令.....四八
- 六、庶務.....五一
- ハ、市町村事務擔任者及聯絡委員會.....五一
- ニ、聯絡委員.....五二
- ホ、所報ノ發行.....五三

- ニ、入業者職業保障法届出狀況.....五三
- ホ、勞務供給業供給延人員.....五三
- ハ、新潟國民職業指導所昭和十五年度豫算.....五四
- ニ、廳内異動.....五五

一、沿革及業務の概況

(一) 沿革

新潟県職業指導所は昭和十三年四月一日法律第六十一號職業紹介法の施行と同時に新潟職業紹介所の名稱で昭和十三年七月一日新潟市に設置せられ新潟市西堀通三番町八百七番地の五番新潟市職業紹介所建物を新潟市より借受け即日業務を開始す。業務指導所は一般職業紹介業務にして管轄区域を新潟市、西蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡の一市三郡と定めらる。職員は主事一、技師一、主事補一〇、雇六、計一八にして業務の便宜上中蒲原郡新津町及西蒲原郡巻町に各出張所を開設す。

昭和十三年十一月十九日郡部職業紹介所の増設せらるゝに伴ひ中蒲原郡新津町に職業紹介所を設置せらるゝことゝなり管轄区域中蒲原郡及中蒲原郡新津町外二十五ヶ町村は同所の管轄に属せしめられたり。

職員は其の後國民職業能力申告に関する事務、國民徴用に関する事務、従業者移動防止令に関する事務取扱のため現在主事一名、技師一名、主事補一五名、雇員一六名、嘱託二名、計三五名となつて居る。

出張所の位置は當初西蒲原郡農會事務所の一部に設けたるが昭和十三年十二月巻町の中心地巻町大字巻甲二、九一〇番地に移轉せり。

昭和十六年勅令第百十三號職業紹介所官制中改正の件施行に伴ひ、名稱も新潟國民職業指導所と改稱せられたり。

年	計	町											
		大原村	島上村	小池村	小島村	小川村	松長村	月島村	四ツ合村	味方村	黒方村	中野村	外島村
昭和十四年	10,846	1,200	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昭和十三年	10,846	1,200	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	21,692	2,400	2,200	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

二、一般業務概況

(一) 勞務需給狀況

昭和十五年の總求人數一、四六三人にして本年に比し著しく減少せり。蓋し勞務統制の結果にして此内最も多きは工。鑛業の六、八七一人で總求人數の六〇%に達し、雜業、土木建築、水産業、通信運輸業、戸内使用人、商業、農林業の順序を以て之に次ぐ。工。鑛業求人の大部分は陸海軍作業廠、軍需工場、鑛山業の求人にして、これら要員の充足には萬全の策を講じ、あらゆる連絡機關を補助員して充足に努力せり。

土木建築の求人數も亦時局を反映して相當の増加を見たるが、昨年比し商業の求人數蓋し減せるは、青少年雇入制限令の關係に依り店舗に於ける青少年の雇入が相當制限せられたるに依る。

一方求職者に於ては總數九、七八四人の内工。鑛業が五、六一四人にして、總數の約半數以上を占め、雜業、戸内使用人、通信運輸、水産業、商業、土木建築、農林業の順序である。求職者の總數が昨年の約倍數に達し然も工業方面の求職者が總求職者の半數以上を示したるは、求職者の時局認識と紹介機關の指導の結果と見らる。

而して就職者總數は六、四五〇人、求職者總數の六六%にして職業別に見れば、工。鑛業最も多く、雜業、水産業、戸内使用人、通信運輸、土木建築、商業、農林業の順序である。

今次事變により多數の應召者を戦線に送り、一方國內の諸産業も著しい隆盛を來し、凄じき勞力の要求に相當數供出せる結果唯一の給源地たりし農村の勞力も加速的に減少の一途を辿り、農村自体の最少必要勞力に於てすら著しい不足を示して居る。物資動員計畫に基く離職者、その他中小商工業者の轉、退職者等も出來得る限り之を國策産業方面に振り向けるべく指導せるも未だ満足し得る程度には到らない。

由來管内は米産國後平野の大部を占め、従つて新海市、燕町等の工業都邑を除けば専ら米作を主とする純農村で、而も耕地
 反別割合に多く縣下他村に比し餘剩勞力は甚だ僅少で、隨て軍需勞務要員を管内より供出するに當りては非常の努力を必要と
 し、今後この方面の充足には絶大なる努力を拂はなければならぬものと豫測される。
 管内に於ては商業、工業は總て新海市を中心に集中し、燕町に於ける金屬工業と共に之等必要勞力は從來容易に地元より補給
 されたが、現在に於ては昔日の夢と化し充足に困難となつた。

(二) 月別取扱數 昭和十五年

月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
求職者數	男 五八〇	男 八六四	男 三四五	男 一七三	男 一〇三	男 二六八	男 二六八	男 九九六	男 二四二	男 七二〇	男 一七〇〇	男 七、一五二	男 一〇、三〇五
求職者數	女 四六八	女 四九七	女 二〇六	女 二〇三	女 二六〇	女 二八三	女 二六二	女 二八一	女 一〇九	女 三三三	女 二四七	女 三、九三五	女 四、六五三
計	一、〇四八	一、三六一	五五一	三七六	六六三	五五一	六九六	一、〇七七	三五一	一、〇五三	二、〇四七	一四、〇八七	一八、九五八
就職者數	男 三〇五	男 六六二	男 一八二	男 一、一三二	男 二九〇	男 二三五	男 三三二	男 四七四	男 四九五	男 二二八	男 一、二〇九	男 七、〇二五	男 一四、六〇六
就職者數	女 二二六	女 二〇八	女 一八九	女 四四四	女 一四七	女 一三五	女 一〇一	女 一一一	女 一四九	女 三三九	女 六五二	女 二、八六九	女 一、三六八
計	五三一	八七〇	三八一	一、五七六	四三七	四七〇	四三三	五八五	六四四	五六八	一、八六一	九、八九四	一六、九七四
就職率	二七・二	四八・七	三六・五	六四・七	四三・九	六三・九	五七・五	五三・二	五九・五	五七・七	五四・七	六六・三	八八・五

分業種	工業及建築業	土木建築業	農林業	水産業	運輸業	内務業	合計
一月	男 三六七	男 二八	男 八九	男 二二	男 一	男 一四	男 五八〇
二月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
三月	男 二四	男 二八	男 一	男 一	男 一	男 一	男 三〇五
四月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
五月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
六月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
七月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
八月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
九月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
十月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
十一月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
十二月	男 二四九	男 二五	男 二五	男 一	男 一	男 一四	男 三〇五
合計	男 二、四九〇	男 二五〇	男 二五〇	男 一〇	男 一〇	男 一四〇	男 三、〇五〇
一月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
二月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
三月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
四月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
五月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
六月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
七月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
八月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
九月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
十月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
十一月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
十二月	女 二四九	女 二五	女 二五	女 一	女 一	女 一四	女 三〇五
合計	女 二、四九〇	女 二五〇	女 二五〇	女 一〇	女 一〇	女 一四〇	女 三、〇五〇

分業及職類
 工業及建築
 土木
 農業
 商業
 運輸業
 信託業
 服務業
 合計

六月
 男 求職者數
 女 求職者數
 計
 男 就職者數
 女 就職者數
 計

五月
 男 求職者數
 女 求職者數
 計
 男 就職者數
 女 就職者數
 計

三月
 男 求職者數
 女 求職者數
 計
 男 就職者數
 女 就職者數
 計

分業及職類
 工業及建築
 土木
 農業
 商業
 運輸業
 信託業
 服務業
 合計

四月
 男 求職者數
 女 求職者數
 計
 男 就職者數
 女 就職者數
 計

三月
 男 求職者數
 女 求職者數
 計
 男 就職者數
 女 就職者數
 計

二月
 男 求職者數
 女 求職者數
 計
 男 就職者數
 女 就職者數
 計

工 業 及 建 築
土 木 及 造 鐵
商 林 造 鐵
水 產 林 造 鐵
運 信 用
戶 內 使 用
總 計

工 業 及 建 築
土 木 及 造 鐵
商 林 造 鐵
水 產 林 造 鐵
運 信 用
戶 內 使 用
總 計

工 業 及 建 築
土 木 及 造 鐵
商 林 造 鐵
水 產 林 造 鐵
運 信 用
戶 內 使 用
總 計

工 業 及 建 築
土 木 及 造 鐵
商 林 造 鐵
水 產 林 造 鐵
運 信 用
戶 內 使 用
總 計

十 月

男 一八一
女 二四九
計 一九〇

男 一八一
女 二四九
計 一九〇

九 月

男 二二
女 四一
計 一四二

男 二二
女 四一
計 一四二

八 月

男 九〇八
女 二〇〇
計 一一〇八

男 九〇八
女 二〇〇
計 一一〇八

七 月

男 二〇
女 一一
計 三二

男 二〇
女 一一
計 三二

男 二八三
女 六二
計 三四七

男 二八三
女 六二
計 三四七

男 二六
女 八
計 三四

男 二六
女 八
計 三四

男 二〇〇
女 三三
計 二三三

男 二〇〇
女 三三
計 二三三

男 一六六
女 一一
計 一七七

男 一六六
女 一一
計 一七七

男 一七四
女 三三
計 二〇七

男 一七四
女 三三
計 二〇七

男 二六
女 六
計 三二

男 二六
女 六
計 三二

男 二二
女 二六
計 四八

男 二二
女 二六
計 四八

男 一三五
女 一一
計 一四六

男 一三五
女 一一
計 一四六

業 工
 大分 小分
 總計 男 女 計

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計

分 業 別
 總計 男 女 計

十二月
 總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

分 業 別
 總計 男 女 計

十一月
 總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

分 業 別
 總計 男 女 計

十一月
 總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

總計 男 女 計
 一七〇〇 六〇五 一七〇〇 六〇五

合 計	其 他	南 洋	支 那	滿 洲	北 海 道	神 大
	通 信 運 輸	土 木 建 築	商 業 人 員 使 用	工 業 及 建 築 業 運 輸	工 業 及 建 築 業 使 用	水 産 業
一、三二五	一七	一五	二九二 二五二	七二五 二九一 一五	四八一 三九九 二〇六 二	二八
三五四			八 八	三〇〇 一四六 	二六六 	
一、六七九	一七	一五	三七二 三三二	一〇一 三五 四三七 一五	四九三 四〇五 二〇六 二	二八

大 阪	千 葉	青 島	富 山	神 戶	關 東	關 西	石 川	岐 阜	三 重	廣 島	福 岡
通 信 運 輸	工 業 及 建 築	水 産 業	工 業 及 建 築	通 信 運 輸	農 業 及 林 業	工 業 及 建 築	土 木 及 建 築	工 業 及 建 築	工 業 及 建 築	工 業 及 建 築	水 産 業
三	一	一七	一	二〇 二八	一 四七	一 八二 六	一 一	一 一	一 一	一 一	四 三 二 二
	二		三			九 九	五 三	一 一	一 一		
三	二	一七	三	二〇 二八	一 四七	二 七 二 五	六 四	一 一	一 一	四 三 二 二	二

二三

二四

3. 十一月十四日、十六日の二日間二葉、宮浦南高等小學校に、所長、技師、係員出張の上校長始め、職業指導關係員の參集を求め、左記事項に付き打合せを行ふ。
1. 明年三月卒業見込者ノ職業相談實施ニ就テ
- ロ、求職兒童ノ紹介幹旋ニ付キ小學校ト指導所トノ聯絡
- ハ、求職兒童ノ供出割當ニ就テ

ロ、職業相談

昭和十六年三月小學校卒業見込者の第一次職業相談實施に當りては、厚生省通牒職業相談實施要領に依據し、十月十五日より十一月十一日迄の間に管内尋常高等小學校五十三ヶ校に對し、少年部係員出張の上概ね一日一ヶ校平均毎日午前十時より午後四時迄約一ヶ月に亘り施行せり。

職業相談實施要領

1. 職業相談當日迄ニ兒童ノ志向ヲ出來ルケケ確定シ置ク様ト學校側ニ依頼シ尙當日ハ求職兒童ノ父兄ノ參集ヲ求メ相談ノ効果ヲ學ブルニ萬全ヲ期シタリ
2. 當日相談開始前ニ必要ニ應ジ兒童並ニ父兄ニ對シ時局ト勞務動員計畫、職業指導所ニ依ル就職ノ手續通職ノ重要性、青少年雇入制限令ト就職先ノ關係等ニ付説明ス
3. 次ニ就職可能ナル兒童(家事従事者ヲ含ム)ニ對シ昨年度ノ求人資料ヲ參考トシ擔任指導ノ協力を求メ父兄ト共ニ個別ニ面接シテ選職ノ相談ヲ行フ
4. 職業相談原票記載ノ兒童ノ体力並ニ智力又ハ智能検査ノ評點等ヲ參考トシ厚生省所定ノ小學校卒業兒童適當作業認定標準ニ準據シテ適當作業ヲ認定シ職業相談票ニ記載本人ニ交付セリ
5. 又十二月初旬銓衡豫定ノ軍作業求人ニ對シテハ其ノ都府所員出張相談ヲ實施完全充足ニ努メタリ
6. 以上第一次職業相談實施成績ハ左記職業相談狀況調ノ通ナリ

昭和十六年小學校卒業者職業相談狀況調

種別	男子				女子				合計
	1	2	3	4	1	2	3	4	
職業紹介所	27	22	22	24	18	15	15	17	100
兼放其ノ他	10	11	16	8	11	16	10	19	71
希望者	10	11	16	8	11	16	10	19	71
小計	37	33	38	32	29	31	25	36	171
家事従事希望者	11	10	12	11	8	7	8	9	56
其他	3	3	4	7	3	9	2	10	31
合計	40	36	42	39	32	40	27	46	202

ハ、銓衡實施狀況

管内各小學校の第一次職業相談は十一月中旬終了、求職兒童數を希望職種並就職希望地別に調査類別し、一方求人割當の決定と共に是が完全充足を期する爲、供出可能見込の各小學校に割當の上極力供出を圖ると共に、求人内容の周知徹底を期したり。尙小學校卒業者取扱要領に依り銓衡期日を定め、各關係求人者及び小學校に通知の上、先づ十二月中に於て軍作業關係の求人には銓衡實施をなし、何れも完全充足の好果をみたり。

小學校卒業者歸趨見込狀況

内 部	尋常科		高等科		計	
	男	女	男	女	男	女
本年度卒業者數	1,170	1,010	1,110	1,110	2,280	2,120
就職希望者數	1,011	1,111	1,111	1,111	2,222	2,222
進学希望者數	1,159	1,109	1,111	1,111	2,270	2,333
其他	100	100	100	100	200	200
合計	3,439	3,330	3,432	3,432	6,871	6,762

昭和十六年三月卒業児童求人状況

管内求人	368	368
管外求人	562	562
計	930	930
管内求人	505	505
管外求人	372	372
計	877	877

(三) 中等學校卒業者職業紹介

昭和十五年三月中等學校卒業者の就職状況は左の通なるが

本邦	282	282
自管又ハ自家ノ業務ニ従事スルモノ	182	182
上級學校入學者又ハ之ニ準ズルモノ	100	100
入管者病氣中ノモノ家庭ニ在ルモノ	2	2
計	466	466
其ノ他	163	163
計	629	629

右の内就職者の職業別調左の通

農林業	3	3
鑛工業	131	131
商業	73	73
運輸通信業	69	69
土木建築業	4	4
公務自由業	33	33
家事	11	11
其ノ他	4	4
計	317	317

而して之が就職の経路は當時未だ職業紹介機關の手配届かさざりし爲此の多くは學校の紹介若くは縁故に依て就職し紹介所の紹介に依りたる者男一〇女一〇に過ぎず。

乍然中等學校卒業生と雖重點配置は極めて緊要なるを以て、昭和十六年三月卒業者に付ては文部厚生兩次官の通牒に依り之が職業指導並職業紹介に關する取扱要領制定せられたるを以て之に基き學校當局と密接なる聯絡を保ち方針の徹底に努めたり。

イ、打合せ

九月二十日關係中等學校擔任教諭ノ參集ヲ得本年度卒業生ノ取扱ニ付協議ス

ロ、職業講話及職業相談

所長以下各學校ニ出張シ生徒ニ對シ職業講話ヲ行ヒ更ニ十一月七日ヨリ十九日迄ノ間職業相談ヲ行ヒ各人ニ付適職相談ニ努メタリ。

ハ、求人及求職者數左表ノ通り

昭和十六年三月中等學校卒業生求人數

職業別	男	女	計
軍需	49	55	104
生産力擴充及附帶産業	130	16	146
輸出産業、生活必需品産業	4	4	8
運輸通信業	134	31	165
土木建築業	1	1	2
其他	168	95	263
計	485	197	682
管内	30	34	64
管外	39	6	45
計	69	40	109

生産力補充及附帯産業
 輸出産業生活必需品産業
 運輸通信業
 土木建築業
 其他

計	一九七	四四	七七	二	四四
付本業者	一九七	四四	七七	二	四四
其他	六四九	七六	一八	一七	六一
計	一九七	四四	七七	二	四四
男	一九七	四四	七七	二	四四
女	六四九	七六	一八	一七	六一
計	一九七	四四	七七	二	四四
男	一九七	四四	七七	二	四四
女	六四九	七六	一八	一七	六一

歸郷軍人及傷疾軍人就職斡旋

月別	前月ヨリ	本月中	合計	本月中ノ就職	計	計	計	計
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
三	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
六	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
七	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
八	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
九	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一〇	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

傷疾軍人

月別	前月ヨリ	本月中	合計	本月中ノ就職	計	計	計	計
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
二	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
三	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
四	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
六	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
七	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
八	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
九	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
一〇	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

(四) 職業補導

イ、製園工補導

時局の影響を受け職就又は轉職を必要とするもの、又は新に時局産業へ就職せんとするものに製園の知識技能を興へ、以て就職に便せしむべく製園工補導所を設置し、昭和十三年十二月その第一回を開きたるが、修了生三〇八名、講師に農商工農西田技師小林技師、黒崎技師を囑託せり。

- 一、名 稱 新潟國民職業指導所製園工補導所
- 一、所在地 新潟市古町通六番町新潟ビルディング四階
- 一、定 員 三〇名(男一五名女五名)
- 一、補導期間及時間数

イ、補導期間第七回まで二ヶ月、第十回まで三ヶ月、第十一回より四ヶ月
 ロ、全時間毎日自午後六時至午後十時四時開

一、補導科目教授時数
 徳育体育 五〇時間
 工業學科及製圖學科 一〇〇時間
 算術算術 二五〇時間
 計四〇〇時間

一、昭十五年申ノ開閉
 開始 二月一日
 終了 一月十五日
 三月三十日
 七月三十一日
 十一月十一日
 二月二十四日ノ豫定

一、入所及修了者状況

補導回数	入所申込者数		修了者数	
	男	女	男	女
一	四〇	二〇	二五	一〇
二	五七	二七	二二	一八
三	七〇	三六	二六	二八
四	七七	四二	二八	二九
五	八五	四六	二九	二八
六	八七	四六	二八	二九
七	七〇	三六	二六	二八
八	五七	二七	二二	一八
九	四〇	二〇	二五	一〇
計	五二二	二二二	三三〇	一三〇

補導回数	入所申込者数		修了者数	
	男	女	男	女
一	二八	二六	二五	二四
二	二六	二六	二二	二五
三	二九	二六	二五	二八
四	二五	二九	二二	二八
五	二〇	二六	一八	二九
六	二六	二六	二二	二五
七	二九	二六	二五	二八
八	二五	二九	二二	二八
九	二〇	二六	一八	二九
計	二二二	二二二	三三〇	一三〇

管内新潟港は東京、新京聯絡ノ最捷路にして、最近殊に新潟港を利用渡滿する者多く、市民は自然大陸に職を求めんとする状況に鑑み就職上直接役立つべき支那語の補導を實施し以て大陸求職者の便に資せり。

- 一、補導所名
- 新潟國民職業指導所外地求職者事務(支那語)補導所
 - 補導所所在地
 - 新潟市古町通六番町新潟ビル四階
 - 一、師
 - 南滿洲鐵道株式會社新潟鮮滿支案内所職員

原田信行
 仲田周
 山田英一

一、入所修了状況

年度	回別	補導日	期	間	申込者数	入所者数	修了者数
一	四	九月二七日	二	ヶ月	四〇	二〇	一〇

中浦原郡 横越・大江山・雨川・龜田
西蒲原郡 内野・赤塚・國上・曾根・黒崎・松野尾・峰岡・彌彦・和納・味方・月海・島上
以上ヲ甲町村ト略稱

- 二、他ノ町村ニモ適當ナル措置ヲ講ジ勤勞報國ノ精神ノ昂揚ニ努メ一人ニテモ多クノ供出ヲ求ムルコト
- 三、協議會ノ開催ハ四年四期ニ分チ各期一回以上トシ各期共開催日額ヲ定メ其ノ目標事項ヲ協議シ實行セシムルコト
- 四、前年ノ協議會ニ所長出席セサリシ町村ヘハ本年出席スルコト

二、町村分擔

- 一、所員ノ町村受持分擔ヲ別紙ノ如ク定ム
 - 二、受持町村中甲町村ヘハ八月二回以上乙町村ヘハ一回以上巡廻スルコト
 - 三、擔任者ハ勞務動員協議會ノ適切ナル指導ハ勿論勞務動員計畫ノ遂行故ニ町村巡廻規程ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期スルコト
 - 四、擔任者ハ町村内ノ事情知悉ニ努メ何時ニテモ開拓ニ出張シ實績ヲ擧ケ得ベク用意シ置クコト
 - 五、各係ハ統計ノ蒐集文書ノ取調等ニ町村擔任者ト連絡スルコト
 - 六、擔任者ハ町村ノ常務擔當職員聯絡委員、協議員ト密接ナル接觸ヲ保チ其ノ成績ヲ所長ニ申出ヅルコト
 - 七、擔任者ハ特ニ命ヲ受ケタルトキハ本年ノ小學校卒業者ノ進路ヲ調査シ未就職者ノ斡旋ニ努ムルコト
 - 八、擔任者ハ職業ニ對スル事變ノ影響ヲ十分查察シ便宜ノ處置ヲ誤ラザル様期スルコト
 - 九、受持ノ農村勞力ノ過不足状態ニ注意シ適切ナル指導ヲ與フルコト
 - 一〇、傷痍軍人、歸郷軍人、軍人遺家族ノ歸郷ニ留意シ遺憾ナカラシムルコト
- ### 三、勞務動員計畫ノ趣旨徹底
- 一、本年ハ各部落ニ階級ミ込ミ常會ノ際其ノ他機會ヲ設ケテ直接部落民ニ趣旨ノ普及方ニ努ムルコト
 - 二、青年學校ト連絡シテ軍工廠ヘ奉公スルノ氣分ヲ喚氣スルコト
 - 三、必要ニ應ジ軍ノ保官ヲ招聘シ講演會ヲ開催スルコト

- 四、隨時懇談會ヲ開催セシメ職業事情ノ徹底ヲ圖リ供出ニ資スルコト
- 五、求人通報ノ送付方法、ボスター・ピラノ配布方掲示板、立看板ノ利用、新聞廣告ノ方法、湯屋、床屋ノ利用等ニ付研究ヲ進メ協議會トモ協議シ最モ効果的ノ方法ヲ採用スルコト

四、供出可能見込者調査

- 一、未提出ノ町村分ハ直ニ提出セシメ整備スルコト
- 二、他ニ出勞シ得ルモノアルカ否カニ付十分調査ヲ遂ケ補正スルコト
- 三、本調査其ノ他不參者、不採用者ノ名簿ヲ調査終始整理シ資料ノ現況ヲ明カナラシムルコト
- 四、小學校卒業者ノ未就職者ヲ利用スルコト
- 五、供出人員ノ概定及軍需勞務要員ノ割當
- 一、農村勞力調査ノ結果ト對照シ可及的供出人員ノ概定ヲ爲サシムルコト
- 二、軍需勞務要員ニ就テハ割當制度ヲ採用シ其ノ人員供出ニ努力セシムルコト
- 三、軍需勞務經驗者ノ談話會ヲ開催セシメ供出ニ資スルコト
- 四、工場視察ヲ行ハシムルコト
- 六、生贖其ノ他要員ノ充足
- 一、石炭山勞務者ノ供出ニ最モ意ヲ注キ協議會ヲ通シ見込町村ニ映畫會經營者ノ事情懇談會等ヲ開催シ又ハ見學ヲ爲ス等關心ヲ昂メシムルコト、又勤勞報國隊ノ如キヲ組織シ出勞セシムルコト
- 二、織維工業ノ女子勞務者ノ供出ニ付テハ婦人會女子青年團ト連絡ヲ保クシメ團體出勞ノ方法ヲ講スルコト
- 三、工場視察ヲ行ハシムルコト
- 七、季節出稼者ノ斡旋
- 一、季節出稼者ハ總テ時局産業ニ向ケシムルコト
- 二、出稼可能見込者ニ付テハ九月末日迄ニ調査ヲ遂ゲ配置上ニ遺憾ナカラシムルコト
- 八、出勞者ノ保護指導

- 一、出勞者ニ對シテハ出發ノ際精神鼓吹、歡送ニ努メシムルコト
- 二、出發後ハ通信輔導、其ノ他郷里ノ便リ等ヲ行ハシムルコト
- 三、必要ニ應ジ訪問輔導ヲ爲サシムルコト
- 四、家庭ノ見廻リニ遺憾ナカラシムルコト
- 五、歸郷後ハ懇談會等ヲ開催シ慰安ト今後ノ開拓ニ資セシムルコト

五、國民登録及勞務規制

(一) 國民登録

施行第二年月を迎へ時局の急迫化と共に本制度は一段と重要性を帯びることとなり、青年國民登録制の實施、申報期限其の他の改正、指定職種の擴大追加等矢張り早く關係規定の公布を見、之が趣旨の普及宣傳登錄其の他非常なる事務の煩瑣を來したものであるが、其の狀況は左の通りである。

(二) 臨檢

管内の一部の場所に対し査察並指導を目的とし、従業者雇入制限、青少年雇入制限を併せ七月四日より一斉臨檢を行ひ、八月二十八日終了を見たのであるが、其の概要は左の通りである。

管內	檢査したる場所	檢査したる場所	檢査したる場所	檢査したる場所	檢査したる場所
九七	四九	四八	一一、三三二	五、四五二	五、六〇三
					二七七

以上違反數も相當有つたのであるが、第二回目の臨檢でもあり比較的惡質のものも無かつたので、何れも戒告處分に止められた。

(三) 關係規程の改正徹底

十月十六日勅令第六七三號並同十九日厚生省令第四二號を以て申告令及全施行規程中一部改正せられ、申報書の期限の短縮

申告事項、報告書式等に付ても相當變更を見たのであるが、當所に於ては十月二十一日午前十時より當所分室に於て關係の管内町村主務者會議に於て其の概要に付き説明し、更に是等の要點に平易なる説明を附し、十二月十二日市町村及關係組合並主要工場、事業場に通知し、之が周知徹底方に付協力を求めた。

(四) 家屋大工外指定職種の追加

十一月十三日厚生省告示第三五四號を以て申告を要する指定職業として、新に家屋大工、左官、瓦職が追加せられたのであるが、當所に於ては十一月十九日宣傳リーフレットを添送市町村並關係組合に通知周知徹底方を依頼せる結果、大體十二月中旬迄に是等の登録を了するを得た。

(五) 取扱件數

本年中に於て取扱ひたる申告、異動等の件數合計一一、二二一又十二月末に於ける登録者現數は昨年末に比し約二割三分の増加となつてゐる。

青年國民登録

本制度は十月十九日厚生省告示第三二二號並厚生省令第四三號を以て關係規定公布實施せらるることとなり、第一回目本年の申告は十月末日現在を以て十一月十日迄に之を爲すこととせられたのであるが、當所に於ける之が趣旨の普及徹底其の他關係事項は左の通りである。

事務打合せ

十月二十一日午前十時より當所分室に於て開催の管内町村主務者會議に於て打合せ。

宣傳

- イ、リーフレット「青年國民登録に就て」の配布
- 十月二十三日約一、〇〇〇枚市町村に送付配布方依頼す
- ロ、ポスターの配布
- 十月二十八日二〇〇枚市町村に送付配布方依頼、十一月四日管内十四町へ各一枚宛送付指示方依頼す

立看板の掲出

十一月四日管内九主要市町村に各一本宛送付届出方依頼、外に一本當所前に届出す
在郷軍人職業申告の證明

陸軍在郷軍人の職業申告制實施に伴ひ、申告者は其の申告せんとする職業、職歴等に関する事項に付國民職業指導所長の證明を受けるを要することとせられたのであるが、當所に於て本年中に取扱ひたる是等の件数は四一三であつた。

(二) 従業者移動防止

従業者の移動防止に付ては施行後の經驗に徴し、之が徹底強化の必要痛感するに至り、昭和十五年十一月九日勅令第七五〇號を以て従業者移動防止令公布せられ、同年十一月二十日より實施されたり。
従つて同日以後は従来の従業者雇入制限令は廢止せられ、雇入制限の對象たる従業者の範圍を擴張すると共に、移動防止方策が強化されることとなりたり。而して之が周知徹底に付ては左記方法に依りたるものにして、尙之が事務取扱の件数並に應檢結果の数字を掲ぐれば左記の通り

- 一、従業者移動防止令普及に付き採りたる方法
- (一) 懇談會 新潟市公會堂に於て十一月二十五日開催せる懇談會には管内主なる工場事業場の業主及其の處の従業者の代表者に參集を求めたり
- (二) 説明會 管内町村中特に關係業者多数在る方面(小池村・燕町・地藏堂町)に於て關係者を集め懇談會を開催せり
- (三) パンフレット及リーフレットの配付

町村並に關係組合及管内主なる關係業者に配付趣旨の普及徹底に努めたり
二、従業者雇入認可申請に付取扱ひたる件数及雇入報告数 (但し認可紹介所として取扱件数なり)

月別	認可申請数	認可数	不認可数	雇入報告数	月別	認可申請数	認可数	不認可数	雇入報告数
一月	二	一	一	一	一月	一	一	一	二
二月	三	三	一	三	二月	二	二	一	三
三月	三	三	一	三	三月	九	八	一	三
四月	三	三	一	三	四月	〇	一	一	二
五月	三	三	一	三	五月	八	七	一	二
六月	三	三	一	三	六月	一	一	一	二
計	三三	三三	一	三三	計	二二	二一	一	二二

月別	認可申請数	認可数	不認可数	雇入報告数	月別	認可申請数	認可数	不認可数	雇入報告数
五月	三	三	一	三	五月	二	二	一	三
六月	六	六	一	六	六月	三	三	一	三
計	三三	三三	一	三三	計	二二	二一	一	二二

三、従業者雇入制限令に関する應檢

應檢年月日	應檢区域	應檢件数	違反件数	處分
七月四日・五日・一八日	小池村	二	五	或
七月二四日・二五日	吉田町	一	二	或
七月二六日・二七日	新潟市	一	ナ	或
八月二〇日・八月二八日	新潟市	五	六	或

(三) 勞務動態調査

勞務動態調査は年二回、六月と十二月に行はれることになり居りたる處、昭和十五年六月に於て調査期日は三月と九月に改正せられたり。

依て本年中に二回調査あるべきところ、結局九月末日現在の調査(國勢調査事務との相替を避くるため今回に限る調査期日を十月末日に指定)を以て終了せられ、本調査に關しては之が趣旨の普及徹底並に調査の正確を期するため、プロック別に町村主務者の事務打合せ及調査票の集合検査を施行せり。

- 一、事務打合せ
 - 昭和十五年十月十五日 於巻出張所(巻町中心近郊)
 - 全 十月十六日 於本所分室(新潟市中心近郊)
- 二、集合検査
 - 昭和十五年十一月二十日 於新潟國民職業指導所(新潟市中心近郊)
 - 全 十一月二十一日 於燕町役場、吉田町役場、會長町役場、巻出張所(各町中心近郊)

青少年雇入制限令

本令は勞務者不足の今日重要産業に於ける勞務者の充足を確保するため、勞務者の雇入に付或る程度の制限を加へ、國家總動員法第六條に基き昭和十五年二月一日公布され、三月一日より實施せられたり。

實錄十五年中に於ける之が取扱状況別表の通り、

- 一、宣傳状況
- (一) 市町村主務者事務打合せ
- 三月十二日 於本所分室
- (二) 懇談會

三月二十三日	新潟市
四月一日	内野町
八日	燕野町
十七日	岩室村
二十六日	地蔵堂町
二十六日	地蔵堂町

(三) リーフレットの複製配付
本令に關し解り易く平易に説明を加へ六、〇〇〇枚複製管内に配付せり

- 二、町村勞務動員協議會の利用
- 本令制定の趣旨を説明周知宣傳を圖ると共に、勞務動員計畫遂行の重要性再認識に努めたり。
- 三、管内小學校に對しリーフレット及パンフレットを送付し、兒童と父兄に普及徹底を圖る。
- 四、査察に便ならしむるため指定期日に於ける青少年雇入員数を勞務動態調査票より寫し取り、カード式に之を整理し置き在寮査察の際參考として持參することとせり。

青少年雇入制限申請件数

種別	三月				四月				五月				六月				七月				八月				九月				十月				十一月				十二月				計
	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計									
内地	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3					
外地	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3					
計	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6					

青少年雇入制限申請處理状況

種別	三月				四月				五月				六月				七月				八月				九月				十月				十一月				十二月				計
	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計	男	女	特	計									
内地	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3					
外地	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3					
計	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2	6					

附送反件数二十四件、注意或告ニ止ム

種別	工業		商業		交通		自公務		其他	
	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数	申請件数	認可件数
三月	二		二							
四月	四		二九	三	三					
五月	四七	六五	七	一〇	二	八				
六月	一四	一五	一	三						
七月	七九		四	四						
八月	二	七八		二						
九月	四六	三〇	三	一	一					
十月	二四	三五	二	六	一					
十一月	三六		一	四						
十二月	一八	四								
計	二〇七	一八一	二七	二八	二	二八				

送反件数計二十四件 全部注意又ハ或告

六、庶務

（一）市町村事務擔任者及聯絡委員會

一、左記の通り管内を數ブロックに分ち所長及所員出席、管内市町村吏員並聯絡委員會の會議を開催し、別記事項に關し打合を爲したり。

- 九月十一日 新潟市本所分室
- 九月十二日 西蒲原郡黒埼村役場及中蒲原郡亀田町役場
- 九月十三日 郡會根町役場及同燕町役場
- 九月十四日 郡巻町役場及同吉田町役場

協 議 事 項

- 勞務動員計畫ノ遂行ニ關スル件
- 陸海軍勞務要員充足特定期間實施ニ關スル件
- 季節勞務者ノ供出ニ關スル件
- 歸郷軍人傷殘軍人ノ就職斡旋ニ關スル件
- 小學校卒業者ノ職業指導並ニ就職斡旋ニ關スル件
- 國民徵用令ニ關スル件
- 國民登錄ニ關スル件
- 従業者雇入制限ニ關スル件
- 青少年雇入制限ニ關スル件
- 女子勞務者ノ就業斡旋ニ關スル件
- 勞務動員本部ニ關スル件
- 急務対策ニ關スル件

13
115

長岡職業紹介所職業主事補ニ任ス
 依願解雇
 地方課勤務ヲ命ス

(七月十五日) 主事補 關本
 (九月七日) 雇 田邊
 (十月八日) 主事補 高橋
 一 次

昭和十六年十月二十五日印刷
 昭和十六年十月三十一日發行

代 理 人
 發行所 新潟縣民権會館
 印刷人 村上 三
 印刷所 兄弟 堂

